

避難行動要支援者に係る個別避難計画の作成に係る取組について

事業概要

- 近年の災害における高齢者等の被害状況から、令和3年5月の災害対策基本法改正により、避難行動要支援者ごとの個別避難計画について、市町村による作成が努力義務化されたところ。
- 国の方針において、「優先度の高い対象者の計画を5年以内（令和7年度まで）に作成すること」とされており、優先度については、社会的孤立度、本人の心身状況、ハザードリスクから総合的に判断することとされている。

令和4年度の取組

- 内閣府モデル事業により、市町村の実情に応じた支援を実施するため、未着手市町村への個別ヒアリングや市町村が開催する関係者向けの研修会にて制度概要説明等を実施。
- 難病患者等の医療的ケアを要する方の個別避難計画作成を促進するため、難病担当課との協議を実施するとともに、福祉関係団体等に対して制度概要説明を実施。

令和5年度の取組

- 令和5年1月時点の調査において、府内の法定事項を満たす計画作成率は、5.1%であり、引き続き、市町村における計画作成促進を支援する必要があることから、令和5年度についても、内閣府モデル事業に応募予定。
- 令和4年度に引き続き、研修会や情報共有会議の開催により内閣府モデル事業で得たノウハウの共有、市町村担当者の課題解決を図る。
- 難病等医療的ケアが必要な方の個別避難計画作成についても検討を進める必要があることから、保健所・市町村間における情報共有体制の構築に向け、保健所等関係機関と協働して検討を進める。

(参考：令和5年度内閣府モデル事業)

都道府県による市町村支援のため、地域の実情に応じた様々な取組事例を収集、整理し、都道府県による市町村支援を可能とするための知見やノウハウなどの基盤を整備し普及を図る